

長野県サイクルツーリズム調査業務受託者募集要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年1月8日

長野観光部観光誘客課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和2年度 長野県サイクルツーリズム調査業務

(2) 業務の目的

サイクルツーリズムをさらに推進するため、近年のサイクリストの来訪の状況とニーズを把握するとともに、今後に向け、継続的にマーケット規模や経済効果を推計するための指標や仕組みを具体化することを目的とする。

(3) 業務内容

長野県内サイクルツーリズムに関わる業務で、次のとおり。

ア サイクリストの県内来訪に関する現状把握及び分析

イ サイクリストのニーズ調査

ウ マーケット調査の手法検討・提案

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 本事業に対する基本的な考え方、取り組み方針

イ 別添仕様書「4業務内容」の具体案

ウ 業務の実施体制

エ 業務開始可能日

オ 業務に関する経費及びその内訳

(5) 業務の実施場所 県内一円

(6) 履行期間 契約日～令和3年3月24日（水）

(7) 費用の上限額 2,200,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 過去 3 年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 類似業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 類似業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2 長野県 観光部 観光誘客課 観光誘客戦略担当 電話 026-235-7254（直通） ファックス 026-235-7257 メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 3 年 1 月 15 日（金）午後 3 時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
*長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。
以下同じ。
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限り、
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（6）①）の 3 日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（4）に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (8) その他の留意事項
- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 対象者 公募型プロポーザルに参加申込手続きをした者
- (2) 開催日時 令和3年1月18日（月）午前11時00分～（予定）
- (3) 開催場所 長野県庁議会棟4階 401号会議室
- (4) 費用 説明会参加のための諸費用は、参加者の負担となります。
- (5) その他 説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期間 令和3年1月20日（水）午後5時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 観光誘客課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和3年1月22日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
A4版（縦）の任意様式（A3折りたたみ可）
- (3) 概算見積書の作成様式
A4版（縦）の任意様式
- (4) 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）
他の企業と共同で事業を実施する場合はその企業のものについてもご提出ください。
- (5) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3（4）に同じ。
 - ② 受付期間 5（2）に同じ。
 - ③ 受付時間 5（3）に同じ。
 - ④ 受付方法 5（4）に同じ。

- ⑤ 回答方法 5（5）に同じ。
- (6) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和3年1月25日（月）正午
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(7) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

1 企画提案書等の提案内容 (65点)	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	20点
	サイクリストの来県状況の把握の方法は、本業務の目的を十分に達成できる内容となっているか。	15点
	ニーズ調査において、サイクリストの本県での楽しみ方や魅力・要望など、効果的に把握・分析できる内容であるか。	15点
	マーケット調査実施手法について、継続的に実施可能な手法であり、経済効果等の把握・分析が期待できるか。	15点
2 業務実績及び業務実施体制 (25点)	業務実績は広範かつ十分か。類似業務実績は十分か。	10点
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	15点
3 価格 (10点)	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10点

(8) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
ア 日時 令和3年1月26日（火）午後2時00分～（予定）
イ 場所 長野県庁西庁舎1階 109号会議室

(9) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査

委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

(10) 非選定理由に関する事項

- ① (9) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非選定該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記①期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(11) その他の留意事項

- ① 企画提案書は、複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により観光誘客課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（住所不要）

長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2

長野県 観光部 観光誘客課 観光誘客戦略担当

電話 026-235-7254（直通）

ファックス 026-235-7257

メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。